

1 資源ごみの公共収集状況（資源化するものに限る） 平成15年度実績

市町村及び一部事務組合が収集・処理している資源ごみの種類、収集方法、処理方法について

品目コード	(紙類) 11 新聞	12 雑誌	13 段ボール	14 紙バック	15 その他
	(金属) 21 スチール缶	22 アルミ缶	23 小型金属(鍋など)	24 大型金属	
	(ガラス) 31 生ビン	32 無色ビン	33 茶色ビン	34 その他の色のビン	
	(プラスチック) 41 P E T	42 発泡スチロール	43 その他		
	(その他) 51 布類	52 綿類	53 生ごみ	54 廃食油	55 剪定枝 56 その他

千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・一部事務組合名	(1) 収集品目	(2) 収集方法 (ステーション)			(2) 収集方法 (戸別回収)			(2) 収集方法 (その他)	(3) 処理方法			
		コンテナ・容器	共通袋	指定無し	コンテナ容器	共通袋	指定無し		そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	その他
千葉市	21 22 31 32 33 34 41	21 22 31 32 33 34	41						21 22 31 32 33 34	21 22 23 24 31 32 33 34 (混合) 41		
銚子市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41		21 22 31 32 33 34 41	11 12 13				牛乳パックは 市内10ヶ所で拠点回収	11 12 13	21 22	34	処理委託後指定法人に引き渡 し 41
市川市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34(黒色ビン) 41 42 43(プラ容器包装) 51		21 22 31 32 33 34(黒色ビン) 41 42 43(プラ容器包装)	11 12 13 14 51				ビン・カン類は 指定袋・透明又は半透明の 袋で出す	11 12 13 14 51		33 34	(財) 日本容器包装リサイク ル協会へ処理委託 33 34 41 42 43
船橋市	21 22 23 31 32 33 34 41		21 22 23 31 32 33 34					41 回収ボックスによる拠 点回収			21 22 23 31 32 33 34	処理委託後(財)日本包装リ サイクル協会に引渡し 41
館山市	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 43(白色トレイ)			21 22 23 24 31 32 33 34 41 43(白色トレイ)				11 12 13 14 はステーション収集でひも で縛る				売却を含めた委託 11 12 13 14 21 22 23 24 31 (財) 日本容器包装リサイク ル協会へ委託 32 33 34 41 43
木更津市	11 12 13 14 15(雑紙、紙箱) 21 22 31 32 33 34 (無色・茶色以外) 41 43(白色食品トレイ) 51 52 ※H16.4.1から容器包装プラの分別収集を		(専用指定袋) 31 32 33 34 (無色・茶色以外) 41	(紐で結束) 11 12 13 14 15(雑紙、紙箱) 51 52	21 22			43白色トレイは市内17箇所 (公民館16箇所、集会所 1箇所)で拠点回収			11 12 13 14 15(雑紙、紙 箱) 21 22 51 52	処理委託後、指定法人ルー トで再商品化 31 32 33 34(無色・茶色以 外) 41 43(白色食品トレイ)
松戸市	11 12 13 14 15(菓子箱等) 21 22 23 31 32 33 34 41 42 43 51			11 12 13 14 15(菓子箱等) 21 22 23 31 32 33 34 51				41 (P E T) は協力店舗 (大型スーパー等)で拠点 回収	11 12 13 14 15(菓子箱 等) 51	21 22 23 31 32 33 34		
野田市	11 12 13 14 15(雑紙) 21 22 23 24 31 32 33 34 41 51 55	31 32 33 34		11 12 13 14 15(雑紙) →紙類は紐等で十字に縛る 23 24 51		55					32 33	55 堆肥化
佐原市	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51		21 22 32 33 34 41	11 12 13 14 15 31 51						21 22	11 12 13 14 31 32 33 34 51	41 選別等を委託
茂原市 (長生郡市広域市町村圏組合)	11 12 13 14 15(紙容器) 21 22 31 32 33 34 41 51	31 32 33 34	21 22 41 (ネット袋)	11 12 13 14 15(紙容器) 51 ※各品目ごと紐で縛って出す					11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	指定法人ルートにより処理 34 (その他カレット) 41
成田市	21 22 23 24 31 32 33 34 41 56 (廃乾電池)		21 22 23 24 31 32 33 34	56(廃乾電池)				41 拠点(店頭)回収	31 32 33 34 56	21 22 23 24		41
佐倉市	11 12 13 21 22 23 24 32 33 34 41 42 51 52 54 56 (乾電池、蛍光管)		21 22 32 33 34 42	11 12 13 51 52 56(乾電池)		23 24		41: 店頭拠点による容器 (ボックス)回収 54: 公共施設拠点による容 器(ボックス)回収 56: 乾電池は公共施設拠点 による容器(ボックス)回 収 蛍光管は公共施設及び店頭 拠点による容器(ボック ス)回収	11 12 13 54	21 22 23 24 32 33 34		容り法指定法人ルート: 41 42 処理委託後有効利用: 51 52 処理委託後再資源化: 56
東金市 (東金市外三町清掃組合)	11 12 13 21 22 31 32 33 41 51		21 22 31 32 33 41					拠点回収(リサイクル倉庫 を市内8ヶ所に設置) 11 12 13 51	21 22			41 無償で業者引取り 11 12 13 51
八日市場市 (八日市場市ほか三町環境衛生組 合)	11 12 13 14 15 (紙製容器包装) 21 22 23 32 33 34 41 42 43(プラスチック製容器包装) 51		11 12 13 14 15 (紙製容器包 装) (紙類はシール) 21 22 23 32 33 34 41 42 43(プラスチック製容器包 装) 51								11 12 13 21 22 23	処理委託後指定法人へ引渡 15 (紙製容器包装) 32 33 34 41 42 43 (プラスチック製容 器包装)
旭市 (東総塵芥処理組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 43(その他プラ) 51		21 22 31 32 33 34 41 43(その他プラ) ※指定袋	11 12 13 14 51					11 12 13 14 51	21 22	31 32 33 34 41 43 (その他プラ)	

1 資源ごみの公共収集状況（資源化するものに限る） 平成15年度実績

市町村及び一部事務組合が収集・処理している資源ごみの種類、収集方法、処理方法について

品目コード	(紙類) 11 新聞	12 雑誌	13 段ボール	14 紙バック	15 その他
	(金属) 21 スチール缶	22 アルミ缶	23 小型金属(鍋など)	24 大型金属	
	(ガラス) 31 生ビン	32 無色ビン	33 茶色ビン	34 その他の色のビン	
	(プラスチック) 41 PET	42 発泡スチロール	43 その他		
	(その他) 51 布類	52 綿類	53 生ごみ	54 廃食油	55 剪定枝 56 その他

千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・一部事務組合名	(1) 収集品目	(2) 収集方法 (ステーション)			(2) 収集方法 (戸別回収)			(2) 収集方法 (その他)	(3) 処理方法			
		コンテナ・容器	共通袋	指定無し	コンテナ容器	共通袋	指定無し		そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	その他
習志野市	11 12 13 21 22 31 32 33 34 41 42 51			11 12 13 21 22 31 32 33 34 41 42 51					11 12 13 51	31 32 33 34 41 42		
柏市	11 12 13 14 15 (雑紙) 21 22 23 24 31 32 33 34 (青、緑、黒など) 41 43 51 52 (折付)		21 22 23 31 32 33 34 41	11 12 13 14 15 43 51 52							11 12 13 14 15 21 22 23 24 31 32 33 51 52	容器包装リサイクル法適用 34 41 43
勝浦市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	31 32 33 34	21 22 41	11 12 13 14 51					11 12 13 14 51	21 22 41	31 32 33 34 41	
市原市	11 12 13 14 15(紙箱等) 21 22 31 32 33 34 (緑色等) 41 51		11 12 13 14 15 31 32 33 34	51			41 市内30箇所にて拠点回収		11 12 13 14 51	21 22 23 24 41		
流山市	11 12 13 14 21 22 32 33 34 41 51		21 22 32 33 34 41	11 12 13 14 51					11 12 13 14 51	21 22 32 33 34 41		
八千代市	11 12 13 14 15(雑紙) 21 22 23 31 32 33 34 51 55	21 22 23 31 32 33 34						・紙類はステーションに十字に縛って出す。 ・剪定枝は規定の長さに切り、束ねて出す。	11 12 13 14 15(雑紙)		21 22 23 32	処理委託 31 33 34 51 55
我孫子市	11 12 13 14 15 (雑がみ) 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 43(その他ブラ) 51 52 54 56(電池、蛍光灯、バッテリー)	54 56 (乾電池、蛍光灯等)	21 22 31 32 33 34 41	11 12 13 14 15(雑がみ) 23 24 42 43(その他ブラ) ※発砲スチロールはその他ブラと混集 51 52					11 12 13 14 15(雑がみ) 23 24 51 54 56(電池、蛍光灯、バッテリー)		21 22 31 32 33 34 41 42 43(その他ブラ) 52	
鴨川市 (鴨川市和田町環境衛生組合)	11 12 13 14 21 22 32 33 34 41 42 51 56 (乾電池)		(指定袋で収集) 21 22 32 33 34 41 56(乾電池)	(ひもで縛る) 11 12 13 14 51							選別等を委託 11 12 13 14 21 22 32 33 34 41 51	
鎌ヶ谷市 (沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合)	11 12 13 14 15(雑紙) 21 22 23 31 32 33 34 41 42 43 51 52		41	11 12 13 14 15 21 22 23 31 32 33 34 51 52							11 12 13 14 15 21 22 23	
君津市	11 12 13 14 15(雑紙) 21 22 31 32 33 34 (その他びん) 41 43(容器包装プラ) 51 55	21 22 31 32 33 34 (その他びん)	41 43(容器包装プラスチック)	(紐で縛る) 11 12 13 14 15(雑紙) 51 55			41については透明袋、43については透明又は半透明袋。		11 12 13 14 15(雑紙) 31 51	21 22	55	再資源化委託 32 33 34 (その他のびん) 41 43(容器包装プラスチック)
富津市	11 12 13 14 15(その他紙製容器) 21 22 23 32 33 34 41 51		21 22 23 32 33 34 41				11 51袋又は紐等で縛る 12 13 14 15ひも等で縛る		11 12 13 14 15(その他紙製容器) 51			指定法人ルート 32 33 34 41
浦安市	11 12 13 14 (牛乳バック) 15 (その他紙製容器) 21 22 31 32 33 34 41 43(白色発砲トレイ)	21 22 31 32 33 34 41				11 12 13	14 15 43 拠点回収 (公共施設、スーパーなど)		31	11 12 13 14 15 21 22 32 33 42		34 41 指定法人処理 (リサイクル協会)
四街道市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 51	21 22 31 32 33 34		11 12 13 51					11 12 13 51		21 22 31	(財) 日本容器包装リサイクル協会へ処理委託 32 33 34
袖ヶ浦市	11 12 13 14 15(雑がみ) 21 22 23 24 32 33 34 (無色、茶以外) 41 51 54			11 12 13 14 15 21 22 23 24 32 33 34 41 51			自治会による資源回収 常設のステーションとは別に各自治会の資源回収場所にて分別回収を実施 コンテナ：21 22 32 33 34 容器：54 ネット：41 指定無し：11 12 13 14 15 51		11 12 13 14 15	21 22 23 24		有価売却又は無償引取り 11 12 13 14 15 21 22 51 54
八街市	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41		21 22 23 31 32 33 34(中間処理業者側で分別)	11 12 13 14			24 市クリーンセンターに直接搬入が有料戸別回収		11 12 13 14 23 24	21 22 41	31 32 33 34 41	

1 資源ごみの公共収集状況（資源化するものに限る） 平成15年度実績

市町村及び一部事務組合が収集・処理している資源ごみの種類、収集方法、処理方法について

品目コード	(紙類) 11 新聞	12 雑誌	13 段ボール	14 紙パック	15 その他
	(金属) 21 スチール缶	22 アルミ缶	23 小型金属(鍋など)	24 大型金属	
	(ガラス) 31 生ビン	32 無色ビン	33 茶色ビン	34 その他の色のビン	
	(プラスチック) 41 P E T	42 発泡スチロール	43 その他		
	(その他) 51 布類	52 綿類	53 生ごみ	54 廃食油	55 剪定枝 56 その他

千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・一部事務組合名	(1) 収集品目	(2) 収集方法 (ステーション)			(2) 収集方法 (戸別回収)			(2) 収集方法 (その他)	(3) 処理方法			
		コンテナ・容器	共通袋	指定無し	コンテナ容器	共通袋	指定無し		そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	その他
印西市	11 12 13 14 15(雑紙) 21 22 31 32 33 34 41 43(容プラ) 51	21 22 31 32 33 34 41		11 12 13 14 15(雑紙)				43:指定袋 51:指定袋又は透明袋			11 12 13 14 15(雑紙) 21 22 31 32 33 34 51	
白井市	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 43(プラスチック容器包装類) 51 54	21 22 31 32 33 34 41 43		11 12 13 14 51				54:役所、公民館等に回収 ポリバケツを設置			11 12 13 14 51	32 33 34 41 43 →容リ法に基づく処理 21 22→歳入相当分を中間処 理費にしており実質売却では ない 54→無償でリサイクル(せつ けん)業者へ引渡し
富里市	14 21 22 31 32 33 34 41	21 22 31 32 33 34 41						14:市内18ヶ所に設置の 回収BOXにて拠点回収	14	21 22 31		32 33 34 41
沼南町 (沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合)	11 12 13 14 21 22 23 31 32 33 34(緑、黒) 41 43(プラ容器) 51	11 12 13 14 21 22 23 31 32 33 34(緑、黒) 41 43(プラ容器) 51									11 12 13 14 21 22 23 31 32 33 34(緑、黒) 41 43(プラ容器) 51 選別等	41 逆有償
酒々井町	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41	21 22 23 31 32 33		11 12 13 14		24		41:町内ベットボトル回収 協力店による拠点回収	11 12 13 14	21 22 23 24 31 32 33	41	
印旛村	11 12 13 14 21 22 31 32 33 41 51	21 22 31 32 33 41		11 12 13 14 51								11 12 13 14 21 22 31 32 33 41 51 (委託業者による中間処 理)
本埜村	11 12 13 14 15(紙箱、手紙等) 21 22 31 32 33 34 51 52	21 22 31 32 33 34 41		11 12 13 14 15 51 52							11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 51 52	
栄町	11 12 13 14 15 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 43 51	11 12 13 14 15 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 43 51									11 12 13 14 15 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 43 51	
下総町	21 22 31 32 33 41	21 22 31 32 33 41								21 22 31 32 33		
神崎町	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41						拠点回収: 11 12 13 14 51		21 22 31 32 33 34		無償引取 11 12 13 14 51
大栄町	21 22 32 33 34 41	21 22 32 33 34 41									21 22 32 33 34 41	
小見川町 (小見川町外ニヶ町清掃組合)	13 14 21 22 23 24 31 32 33 34(黒、緑) 41 55 56(シンチュウ)	21 22 23 24 31 32 33 34(黒、緑) 56(シンチュウ)	13					41:ステーション回収・指 定袋	13 14 23 24 55 56(シンチュウ)	21 22 31 32 33 34(黒、 緑)	41	
山田町 (小見川町外ニヶ町清掃組合)	13 14 21 22 23 24 31 32 33 34(黒、緑) 41 55 56(シンチュウ)	21 22 23 24 31 32 33 34(黒、緑) 56(シンチュウ)	13					41:ステーション回収・指 定袋	13 14 23 24 55 56(シンチュウ)	21 22 31 32 33 34(黒、 緑)	41	
栗源町	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34						・町内各学校及び役場にお いて牛乳パックを回収:14 ・町リサイクルの日(集団 回収)年1回:11 12 13 14 51	11 12 13 14 31			
多古町 (八日市場市ほか三町環境衛生組 合)	11 12 13 14 15(紙製容器包装) 21 22 23 32 33 34 41 42 43(プラ容器) 51	11 12 13 14 15(紙製容器包装) ※紙類はシール 21 22 23 32 33 34 41 42 43(プラ容器) 51									11 12 13 21 22 23	15 32 33 34 41 42 43 処理委託後指定法人へ引渡し
干潟町 (東総塵芥処理組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 43(その他プラ)	21 22 31 32 33 34 41 43(その他プラ) ※指定袋		11 12 13 14 51					11 12 13 14 51	21 22	31 32 33 34 41 43(その他プラ)	

1 資源ごみの公共収集状況（資源化するものに限る） 平成15年度実績

市町村及び一部事務組合が収集・処理している資源ごみの種類、収集方法、処理方法について

品目コード	(紙類) 11 新聞	12 雑誌	13 段ボール	14 紙バック	15 その他
	(金属) 21 スチール缶	22 アルミ缶	23 小型金属(鍋など)	24 大型金属	
	(ガラス) 31 生ビン	32 無色ビン	33 茶色ビン	34 その他の色のビン	
	(プラスチック) 41 P E T	42 発泡スチロール	43 その他		
	(その他) 51 布類	52 綿類	53 生ごみ	54 廃食油	55 剪定枝 56 その他

千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・一部事務組合名	(1) 収集品目	(2) 収集方法 (ステーション)			(2) 収集方法 (戸別回収)			(2) 収集方法 (その他)	(3) 処理方法				
		コンテナ・容器	共通袋	指定無し	コンテナ容器	共通袋	指定無し		そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	その他	
東庄町 (小見川町外二ヶ町清掃組合)	13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 (黒、緑) 41 55 56(シンチュウ)	14 55	21 22 23 24 31 32 33 34 (黒、緑) 56(シンチュウ)	13				41:ステーション回収・指定袋	13 14 23 24 55 56(シンチュウ)	21 22 31 32 33 34 (黒、緑)	41		
海上町 (東総塵芥処理組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 43(その他ブラ) 51		21 22 31 32 33 34 41 43(その他ブラ) ※指定袋	11 12 13 14 51					11 12 13 14 51	21 22	31 32 33 34 41 43 (その他ブラ)		
飯岡町 (東総塵芥処理組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 43(その他ブラ) 51		21 22 31 32 33 34 41 43(その他ブラ) ※指定袋	11 12 13 14 51					11 12 13 14 51	21 22	31 32 33 34 41 43 (その他ブラ)		
光町 (八日市場市ほか三町環境衛生組合)	11 12 13 14 15(紙製容器包装) 21 22 23 32 33 34 41 42 43(プラ容器) 51		11 12 13 14 15(紙製容器包装) ※紙類はシール 21 22 23 32 33 34 41 42 43(プラ容器) 51								11 12 13 21 22 23	15 32 33 34 41 42 43 処理委託後指定法人へ引渡し	
野栄町 (八日市場市ほか三町環境衛生組合)	11 12 13 14 15(紙製容器包装) 21 22 23 32 33 34 41 42 43(プラ容器) 51		11 12 13 14 15(紙製容器包装) ※紙類はシール 21 22 23 32 33 34 41 42 43(プラ容器) 51								11 12 13 21 22 23	15 32 33 34 41 42 43 処理委託後指定法人へ引渡し	
大網白里町 (東金市外三町清掃組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 41 51 54 56 (蛍光灯、乾電池)		21 22 31 32 33 41 56 (蛍光灯、乾電池)					・拠点回収 (町内3箇所) リサイクル回収倉庫設置) 11 12 13 14 51 56 (蛍光灯、乾電池) ・毎月第2、第4日曜日に 町内3箇所巡回: 54	21 22 31 32 33 41 54			11 12 13 14 51	
九十九里町 (東金市外三町清掃組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41		41					拠点回収 11 12 13 14 21 22 路線回収 21 22 31 32 33 34	21 22				
成東町 (東金市外三町清掃組合)	11 13 14 21 22 23 24 31 32 33 41	11 13 14						31 32 33 41	11 13 14 21 22		31 32 33 41		
山武町 (山武郡環境衛生事業振興組合)	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 (緑、黒) 41 43 (白色トレイ) 51		11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 (緑・黒) 41 43(白色トレイ) 51						11 12 13 14 43 (白色トレイ) 51	32 33 34 (緑、黒)		有償にて引き取り: 32 33 34 (緑、黒) 41	
蓮沼村 (山武郡環境衛生事業振興組合)	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 (緑、黒) 41 43(白色トレイ) 51		11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 (緑、黒) 41 43(白色トレイ) 51						11 12 13 14 43(白色トレイ) 51	21 22 23 32 33 34 (緑、黒)		有償にて引き取り: 32 33 34 (緑、黒) 41	
松尾町 (山武郡環境衛生事業振興組合)	11 12 13 21 22 23 32 33 34 (緑、黒) 41 43(白色トレイ) 51		11 12 13 21 22 23 32 33 34 (緑、黒) 41 43(白色トレイ) 51						11 12 13 14 43(白色トレイ) 51	21 22 23 32 33 34 (緑、黒)		有償にて引き取り: 32 33 34 (緑、黒) 41	
横芝町 (山武郡環境衛生事業振興組合)	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 (緑、黒) 41 43(白色トレイ) 51		11 12 13 21 22 23 32 33 34 (緑、黒) 41 43(白色トレイ) 51						11 12 13 14 41 43(白色トレイ) 51	21 22 23 32 33 34 (緑、黒)		有償にて引き取り: 32 33 34 (緑、黒) 41	
芝山町 (山武郡環境衛生事業振興組合)	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 (緑、黒) 41 43(白色トレイ) 51		11 12 13 21 22 23 32 33 34 (緑、黒) 41 43(白色トレイ) 51						11 12 13 14 41 43(白色トレイ) 51	32 33 34(緑、黒)		有償にて引き取り: 32 33 34 (緑、黒) 41	
一宮町 (長生郡市広域市町村圏組合)	11 12 13 14 15(紙製容器) 21 22 31 32 33 34 41 51	31 32 33 34	21 22 41 (ネット袋)	11 12 13 14 15(紙容器) 51 ※各品目ごと紐で縛って出す					11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	指定法人ルートにより処理 34 (その他カレット) 41	
睦沢町 (長生郡市広域市町村圏組合)	11 12 13 14 15(紙製容器) 21 22 31 32 33 34 41 51	31 32 33 34	21 22 41 (ネット袋)	11 12 13 14 15(紙容器) 51 ※各品目ごと紐で縛って出す					11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	指定法人ルートにより処理 34 (その他カレット) 41	

1 資源ごみの公共収集状況（資源化するものに限る） 平成15年度実績

市町村及び一部事務組合が収集・処理している資源ごみの種類、収集方法、処理方法について

品目コード	(紙類) 11 新聞	12 雑誌	13 段ボール	14 紙バック	15 その他
	(金属) 21 スチール缶	22 アルミ缶	23 小型金属 (鍋など)	24 大型金属	
	(ガラス) 31 生ビン	32 無色ビン	33 茶色ビン	34 その他の色のビン	
	(プラスチック) 41 P E T	42 発泡スチロール	43 その他		
	(その他) 51 布類	52 綿類	53 生ごみ	54 廃食油	55 剪定枝 56 その他

千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・一部事務組合名	(1) 収集品目	(2) 収集方法 (ステーション)			(2) 収集方法 (戸別回収)			(2) 収集方法 (その他)	(3) 処理方法			
		コンテナ・容器	共通袋	指定無し	コンテナ容器	共通袋	指定無し		そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	その他
長生村 (長生都市広域市町村圏組合)	11 12 13 14 15(紙製容器) 21 22 31 32 33 34 41 51	31 32 33 34	21 22 41 (ネット袋)	11 12 13 14 15(紙製容器) 51 ※各品目ごと紐で縛って出す					11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	指定法人ルートにより処理 34 (その他カレット) 41
白子町 (長生都市広域市町村圏組合)	11 12 13 14 15(紙製容器) 21 22 31 32 33 34 41 51	31 32 33 34	21 22 41 (ネット袋)	11 12 13 14 15(紙製容器) 51 ※各品目ごと紐で縛って出す					11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	指定法人ルートにより処理 34 (その他カレット) 41
長柄町 (長生都市広域市町村圏組合)	11 12 13 14 15(紙製容器) 21 22 31 32 33 34 41 51	31 32 33 34	21 22 41 ※ネット袋	11 12 13 14 15(紙製容器) 51 ※各品目ごとにひもで縛る					11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	指定法人ルートにより処理 34 (その他カレット) 41
長南町 (長生都市広域市町村圏組合)	11 12 13 14 15(紙製容器) 21 22 31 32 33 41 51	31 32 33 34	21 22 41 ※ネット袋	11 12 13 14 15(紙製容器) 51 ※各品目ごとにひもで縛る					11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	指定法人ルートにより処理 34 (その他カレット) 41
大多喜町	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34(黒、緑、青) 41 43 (トレイ)			11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 43(トレイ)					11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34(黒、緑、青) 41 43 (トレイ)			
夷隅町 (夷隅町・岬町清掃組合)	11 12 13 21 22 23 24 34		21 22 23 34	11 12 13 24					11 12 13	21 22 23		
御宿町	11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34 41 42 43	21 22 23 32 33 34 41 42 43		11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 41 42 43			24	基本的には無指定袋収集であるが、一部地域にて、コンテナ、容器収集を実施。粗大ごみについては、戸別回収を実施。	11 12 13 14	21 22 23 24 41		・逆有償：32 33 34 ・助燃材：42 43
大原町	11 12 13 14 15 (紙製容器包装) 21 22 32 33 34 41		21 22 32 33 34 41	11 12 13 14 15 ひもで縛る					11 12 13 14 15 31	21 22 23	32 33 34 41	
岬町 (夷隅町・岬町清掃組合)	11 12 13 14 21 22 23 24 34 41		21 22 23 34	11 12 13 14 24 41					11 12 13 (一部事務組合による)	21 22 23 34 (一部事務組合による)	41 (町事業)	無償引取 (町事業) 11 12 13 14
富浦町 (鋸南地区環境衛生組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41		11 12 13 14 51					11 12 13 14 51	21 22		31 32 33 34 41 選別等を委託再商品化
富山町 (鋸南地区環境衛生組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41		11 12 13 14 51					11 12 13 14 51	21 22		31 32 33 34 41 選別等を委託再商品化
鋸南町 (鋸南地区環境衛生組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41		11 12 13 14 51					11 12 13 14 51	21 22		31 32 33 34 41 選別等を委託再商品化
三芳村 (鋸南地区環境衛生組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41		11 12 13 14 51					11 12 13 14 51	21 22		31 32 33 34 41 選別等を委託再商品化
白浜町	11 12 13 21 22 23 24 31 32 33 41 42 51		21 22 31 32 33 41 51	11 12 13 23 42 51						42	11 12 13 21 22 23 24 31 32 33 41 51	
千倉町	11 12 13 21 22 23 24 31 32 33 34 41 43 (プラ容器包装・その他プラ) 51			11 12 13 21 22 23 24 32 33 34 41 43 51 ※容器包装は透明袋に入れる					11 12 13 21 22 23 24			有償で処理委託 32 33 34 41 43 51
丸山町	11 12 13 14 21 22 32 33 34 41 42 43 51			11 12 13 14 21 22 32 33 34 41 42 43 51							11 12 13 14 21 22 32 33 34 41 42 43 51	
和田町 (鴨川市和田町環境衛生組合)	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 43 (プラ) 51		21 22 23 32 33 34 43 (プラ)	(ひもで縛る) 11 12 13 14 51							11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 43 (プラ) 51	

2 集団回収（助成金等の状況 平成15年度実績）

千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・一部事務組合名	補助品目と単価		補助金交付額		実施団体数・回収量(kg)								集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係 ア：任意団体が回収業者と直接取引し行政は関わっていない イ：任意団体が排出したものを行政が収集・売却 ウ：その他		
					小学校等		町内会・自治会		子ども会		その他			合計	
	回収団体	回収業者	回収団体(円)	回収業者(円)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)		団体数	回収量(kg)
千葉市	3円/kg 新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古繊維	5円/kg 新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古繊維	78,047,178	130,078,630	93	7,353,700	391	9,623,646	238	6,136,970	106	2,901,410	828	26,015,726	ア
鎌子市	4円/kg 金属類・紙類・繊維類・ガラス・ビン類	2円/kg 金属類・紙類・繊維類・ガラス・ビン類	6,862,896	3,399,584	8	137,431	24	659,209	47	625,393	19	325,031	98	1,747,064	ア
市川市	3円/kg ビン・カン・紙類・布類	1円/kg：カン、雑ビン 1.5円/kg：生ビン 4円/kg：紙類、布類	21,777,864	23,586,830	31	1,401,512	60	1,887,459	66	1,806,277	112	2,164,040	269	7,259,288	ウ
船橋市	3円/kg 新聞・雑誌・ダンボール、古着、牛乳パック	回収必要経費の不足分を助成	91,230,630	148,519,519			31	30,410,210					31	30,410,210	ウ
館山市															
木更津市	4円/kg 紙類、繊維類、ビン類	3円/kg 紙類、繊維類、ビン類	7,816,864	5,862,648	15	665,959	14	172,610	40	1,060,667	6	54,980	75	1,954,216	ア
松戸市	2円/kg 紙類、カン、その他金属、ガラスビン 1.0円/kg ペットボトル	2円/kg：紙類 11円/kg：ガラスびん 12円/kg：空き缶 19.5円/kg：その他金属 13円/kg：ペットボトル	64,436,970	243,235,227	31		212		60		139		442	27,821,165	ア
野田市	3円/kg：紙類・繊維類・金属類・生びん 5円/kg：ペットボトル 10円/kg：雑ビン 18円/kg：空き缶	3円/kg：紙類・繊維類・雑紙 3.5円/kg：新聞、ダンボール、紙パック 13円/kg：空き缶 19円/kg：金属類 20円/kg：雑ビン 2,600,000円/日・P.E.T	48,102,448	103,115,777	25	39,158	926	9,857,804	53	94,013			1,004	9,990,975	ウ
佐原市	5円/kg 紙類、繊維類、金属類、ビン類				16	606,072	7	65,802	2	70,431	3	158,380	28	900,685	ア
茂原市	1円/kg：カレット、布類、P.E.T 2円/kg：紙パック 2.5円/kg：ダンボール 4円/kg：新聞 8円/kg：ビン類 10.5円/kg：スチール缶 10.8円/kg：アルミ缶		25,469,098		32	248,971	237	6,129,164	11	212,057	48	228,197	328	6,818,389	イ
成田市	10円/kg 紙、布、缶、ビン、金属類、ペットボトル	10円/kg 紙、布、缶、ビン、金属類、ペットボトル	22,938,130	22,938,130	19	556,120	59	836,867	47	765,824	8	135,002	133	2,293,813	ウ
佐倉市	5円/kg 新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、紙パック ビン、カン	5円/kg 新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、紙パック	42,902,115	42,859,025	12	702,355	35	1,550,831	127	5,979,038	14	348,199	188	8,580,423	ア
東金市	5円/kg 古紙、布類	無	3,497,750	無	5	197,010	3	63,820	7	278,560	11	224,050	26	763,440	ア
八日市場市			70,000	70,000	3	94,470	3	11,570					6	106,040	ア
旭市									1	210					
習志野市	5円/kg	6円/kg	27,357,165	32,821,398	41	1,400,735	78	3,207,864	26	861,634			145	5,470,233	ア
柏市	3円/kg 資源品全般 町会・自治会に向けて		82,071,330				252	27,203,483					252	27,203,483	イ
勝浦市					12	116,939							12	116,939	ア
市原市	4円/kg 鉄、非鉄金属類、布類、古紙類、ビン類、カレット 10円/kg ペットボトル	4円/kg：鉄、非鉄金属類、布類、ビン類 6円/kg：紙類 10円/kg：カレット 30円/kg：ペットボトル	20,220,732	30,174,884	71		47		84		25		227	5,032,953	ア
流山市	新聞、雑誌、ダンボール、布、ビン、カン(金属)	11.5円/kg：紙、布類、 1.5円/kg：ビン、カン	76,140,040	121,632,165	18	826,280	125	6,912,165	16	589,690	17	1,189,370	176	9,517,505	ア
八千代市	5円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、古着、アルミ缶	5円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、古着、アルミ缶	16,333,340	16,333,340	16	1,702,550	34	785,948	14	354,790	9	423,380	73	3,266,668	イ
我孫子市															
鴨川市	3円/kg：繊維類、紙類、金属類、びん類	4円/kg：繊維類、紙類、金属類、びん類	2,336,676	3,115,568	13	441,742	7	56,696	23	171,979	10	108,475	53	778,892	ア
鎌ヶ谷市	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、布類 4円/kg：びん類、金属類	7円/kg 新聞、雑誌、ダンボール、布類、びん類、金属類	5,399,170	11,986,520	9	1,712,360							9	1,712,360	ウ
君津市	2円/kg：繊維類、紙類、金属類、びん類	2円/kg：繊維類、紙類、金属類、びん類	2,063,448	2,018,606	22	780,080	4	107,198	12	124,529	7	19,917	45	1,031,724	
富津市	3.5円/kg：新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、ウエス、アルミ缶、ビン	2円/kg 品目を問わず	3,009,685	852,914	23	704,544	5	91,045	9	45,684	20	18,637	57	859,910	ア
浦安市	1.0円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類	4円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類	43,550,300	17,336,840	12		47		22				93		ア
四街道市	5円/kg：牛乳パック以外の紙類、繊維類、ビン類、金属類 8円/kg：牛乳パック、食用油 3.3円/kg：ペットボトル	5円/kg：牛乳パック、その他の紙類、繊維類、金属類 1.0円/kg：ペットボトル	6,741,333	6,686,095	19	168,357	16	442,775	33	670,901	7	40,399	75	1,322,432	ア
袖ヶ浦市	5円/kg：資源ごみすべて	・P.T.A.、子供会等の回収業者へは補助なし。 ・自治会回収業者へは市から委託料を支払っている	14,966,445	34,020,000 (委託料)	23	39,889	107	1,806,982					131	2,993,180	ア
八街市	5円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、紙パック、アルミ缶、スチール缶、びん	・活動費補助金として年間100万円、その他委託料として5円/kg 但し、スチール缶のみ普通トラック1台(概ね500kg)1往復につき25,000円を支払う	5,799,530	1,000,000	11	256,961	13	237,031	14	204,014	2	461,900	59	1,159,906	ウ
印西市	7円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類	5円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類	12,641,769	9,029,900	24	844,253	12	147,511	30	404,737	15	409,466	81	1,805,967	ア

2 集団回収（助成金等の状況 平成15年度実績）

市町村・一部事務組合名	補助品目と単価		補助金交付額		実施団体数・回収量(kg)							集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係 ア：任意団体が回収業者と直接取引し行政は関係ない イ：任意団体が排出したものを行政が収集・売却 ウ：任意団体が回収業者と直接取引し、行政は双方に 対し補助金の交付をする。			
	回収団体	回収業者	回収団体(円)	回収業者(円)	小学校等		町内会・自治会		子ども会		その他		合計		
					団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体数		回収量(kg)	団体数	回収量(kg)
白井市	7円/kg：紙類、布類、ビン類、金属類、	5円/kg：紙類、布類 10円/kg：ビン類、金属類 処理費：5～18円/kg	4,454,947	4,805,875	10	238,770	3	58,871	4	125,790	4	212,990	21	636,421	ア
富里市	5円/kg：アルミカン、ビン、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、繊維類	5円/kg：アルミカン、ビン、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、繊維類	7,209,335	7,080,590	18	140,636	31	293,606	37	932,787	9	74,838	95	1,441,867	ア
沼南町	3円/kg：新聞紙、雑誌、ダンボール、缶、びん、その他紙、ペットボトル	10円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、缶、びん、その他紙、ペットボトル	120,120	400,400	9								9	40,040	ウ
酒々井町	5円/kg：古紙類、ビン類、金属類、古繊維類	5円/kg：古紙類、ビン類、金属類、古繊維類	4,896,815	4,896,815	3	11,170	15	174,591	19	610,675	12	182,927	49	979,363	ア
印旛村	7円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、ビン、缶、布	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、ビン、缶、布	2,238,103	943,239	4	169,476	1	14,110	3	121,793	(大学生ボランティア) 1	14,350	9	319,729	ア
本埜村	7円/kg：紙類、ビン、缶、布	3円/kg：紙類、ビン、缶、布			3	95,337					(女性の会) 1	6,515	4	101,852	ア
栄町	紙類、繊維類、ビン類、金属類	紙類、繊維類、ビン類、金属類	11,371,986	6,317,770	8	61,730	8	876,825	18	284,483	(老人クラブ) 5	40,516	39	1,263,554	ア
下総町	2円/kg：雑誌 4円/kg：新聞、ダンボール、紙パック 5円/kg：古着類	2円/kg：新聞、ダンボール、紙パック、古着類 3円/kg：雑誌	532,490	377,810	4	87,347	6	47,006	3	25,170	2	6,785	15	166,308	ア
神崎町	5円/kg：紙類、繊維類、金属類、びん類		666,116		2	116,557	1	4,725	2	11,941			5	133,223	ア
大栄町	5円/kg：新聞、雑誌、ウエス、ダンボール、ビン、カン		292,000		5	156,540			1	8,880			6	165,420	ア
小見川町	2円/kg：古紙、雑誌、ダンボール、古布	1円/kg：古紙、雑誌、ダンボール、古布(手数料として)	608,670	280,315	4	263,435			3	40,900			7	304,335	ア
山田町	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、古布		215,535		3	71,845							3	71,845	ア
栗源町	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、布類	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、布類	390,930	424,975	4	130,767	17	35,915					21	166,682	イ任意団体が収集し、行政が売却、PTAと回収業者のみ補助金交付
多古町															
千湯町															
東庄町	3円/kg：新聞、雑誌、古布		449,102		4	114,270			1	35,431			5	149,701	ア
海上町															
飯岡町															
光町															
野栄町	5円/kg以内：缶、古紙、布類 野栄町再生資源回収活動奨励金		35,000		1	108,940			4	22,720			5	134,050	イ※ゴミゼロ運動については補助金は交付しない。
大網白里町	5円/kg：紙類、布類、ビン類 10円/kg：アルミ缶	なし													ア
九十九里町	5円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、布類、ビン	なし	475,385		2	19,450			9	75,627			11	95,077	ア
成東町	5円/kg：紙類	なし	1,525,350		10	238,120	8	66,950					18	305,070	ア
山武町	5円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類	3円/kg：ビン類、金属類、繊維類 5円/kg：紙類	2,106,016	1,993,610	4	44,259	23	158,336	15	218,608			42	421,203	ア
蓮沼村	3円/kg：紙類、繊維類、アルミ類	なし	164,100		1	45,110					(村内社会福祉団体) 2	8,834	3	53,944	ア
松尾町	5円/kg：紙類、繊維類 10円/kg：スチール缶 20円/kg：アルミ缶、ペットボトル	なし	2,211,900		4	104,550	1	6,020	22	286,000			27	396,570	ア
横芝町															
芝山町	3円/kgの補助		288,786		2	75,692			1	20,570			3	96,262	ア
一宮町															
睦沢町															
長生村															
白子町															
長柄町															
長南町	特に指定はない		200,000		4	10,298							4	10,298	ア
大多喜町															ア
夷隅町	3円/kg：カン、ビン、新聞		154,944		2	51,648							2	51,648	ア
御宿町	3円/kg：カン、ビン、プラスチック等		24,012						2	8,004			2	8,004	ア
大原町	3円/kg：繊維類、紙類、ビン類、金属類、貝類	なし	429,650		3	97,132			17	46,087			20	143,219	ア
岬町															
富浦町	3円/kg：ダンボール、新聞紙 3円/本：ビールビン、ジュースビン		83,523		2	27,841							2	27,841	ウ新聞紙、ダンボール3円/kg、ビールびん、ジュースびん3円/本を町から補助。回収団体が回収業者と直接取引
富山町															ア
鑑南町	町内3小学校 1校あたり4万円の補助		120,000		3	7,200							3	7,200	ア
三芳村	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、布、カン、ビン	4円/kgで引き取り委託	441,280	588,384	3	147,096							3	147,096	ア
白浜町															
千倉町			321,270	525,650	3	51,850	22	34,240	6	22,930			31	109,020	ア
丸山町															
和田町	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、ビン、布	5円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、ビン、布	477,890	799,770	2	116,969			3	42,340			5	159,309	ア
天津小湊町	3円/kg：ビン、カン、紙類	13円/kg：ビン、カン、紙類	782,673	2,167,515	2	183,593			6	77,298			8	260,891	ウ自治会等が排出したものを子供会が収集売却し、子供会に還元

※空欄の自治体は集団回収の実施なし。

4 ごみの散乱防止対策について（ポイ捨て禁止条例の制定状況等）

平成15年度末現在

千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・一部事務組合名	(1) 条例の制定等					(2) ごみの散乱防止対策状況							
	有無	名称	内容	施行時期	罰則の有無と内容	清掃イベント	ごみ捨て防止看板、柵の設置	監視パトロール	監視カメラ設置	啓発事業	ごみ箱の設置	ごみ集積所散乱防止策	その他
千葉市	有	千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例	空き缶等の散乱防止 都市環境の美化推進	H10. 5. 30	2万円以下の罰金	○	○	○	○			環境事業所が廃棄物適正化推進員とともに、散乱しているごみステーションの利用者に対し排出指導を行い、ごみの出し方を徹底してもらう	
銚子市	無					○	○						
市川市	有	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	路上禁煙地区での喫煙や、吸い殻、空き缶等の投棄の禁止（第7条）	H16. 4	路上禁煙地区での喫煙者に1万円以下の過料措置命令、公表		○				○	ごみ箱設置不能箇所に対するカラスネットの貸出、不法投棄防止パトロール	禁止場所でのステッカー張付
船橋市	有	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	ポイ捨て及び路上喫煙を禁止し、重点区域内での違反者に過料を科す	H16. 10	重点区域内での違反者に2万円以下の過料を科す	○	○	○	○			張り紙、現場指導	
館山市	有	館山市まちをきれいにする条例	市、事業者、市民の責務を明記	H10. 7	無	○	○	○	○				
木更津市	有	木更津市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止等に関する条例	市、事業者、市民等の責務を明らかにし、ポイ捨て禁止、自動販売機による販売に係る届出その他必要な事項を決める	H8. 4	違反内容により15,000～50,000の罰金		○	○	○				
松戸市	有	松戸市安全で快適なまちづくり条例	ポイ捨て、落書き、犬猫のフンの放置、置き看板等を道路に置く行為、指定場所以外での喫煙（重点推進地区）の防止	H16. 4	1万円以下の過料（当面2,000円）	○	○	○				防鳥ネットの配布	
野田市	有	野田市環境美化条例	事業者、市民等、及び市が一体となり空き缶、吸殻等の生活環境を損ねるものの散乱防止に努める	H9. 5. 1	無		○	○	○				不法投棄は24時間通報可能
佐原市	有	佐原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	地域生活環境の清潔の維持、公共場所の管理責務、土地管理	H6. 7	無	○	○	○	○				
茂原市	有	茂原市ポイ捨て防止条例	空き缶及び吸殻等のポイ捨て並びに飼い犬のふんの放置防止について、必要な事項を定めることにより清潔で美しいまちづくりの推進を図ることを目的	H13. 1	2万円以下の罰金	○	○	○	○			自治会等に防鳥ネットの貸出	
成田市	有	成田市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例	・市民、来訪者に対しポイ捨て行為を禁止する ・事業者は市の散乱防止施策に協力する ・土地占有者に対する環境保全の徹底	H9. 4. 1	・ポイ捨て行為に対し、2万円以下の罰金 ・空き缶等回収容器設置管理義務違反に対し5万円以下の罰金	○	○	○	○				
佐倉市	有	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・土地、建物の清潔保持 ・公共の場所を汚すことの廃止 ・空き容器等の散乱防止	H10. 4	改善勧告と公表	○	○	○	○			町内会等にカラスネットの貸与	
東金市	有	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	・市民の責務としてごみの適正な処理に努めるよう求める ・不法投棄に対し、報告を求め、撤去等の必要な指導をする	H13. 4	虚偽の報告、命令違反をした者に罰金を課す	○	○	○	○				
八日市場市	有	八日市場市まちをきれいにする条例	空き缶、吸殻等の投棄禁止	H13. 10	罰則あり	○	○	○	○				
旭市	無					○	○						
習志野市	有	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及びに飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	市民、喫煙者、飼い主等の責任の明示、環境美化推進員制度、「きれいなまちづくりの日」の設置	H15. 4		○			○				

4 ごみの散乱防止対策について（ポイ捨て禁止条例の制定状況等）

平成15年度末現在

千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・一部事務組合名	(1) 条例の制定等					(2) ごみの散乱防止対策状況							
	有無	名称	内容	施行時期	罰則の有無と内容	清掃イベント	ごみ捨て防止看板、柵の設置	監視カメラ設置	監視カメラ設置	啓発事業	ごみ箱の設置	ごみ集積所散乱防止策	その他
柏市	有	柏市ほい捨て及び違反ごみ出し防止条例	市内のごみのほい捨て並びに集積所への違反ごみ出しの禁止、喫煙抑制区域の指定	H9.7	有 広報誌への住所、氏名の公表	○	○	○	○				
勝浦市	有	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	空き缶等の投棄行為等及び自動車等の放置行為の禁止等、ごみ集積所の清潔の保持等	H15.4	・報告の怠り、虚偽の報告をした者は、5万円以下の過料 ・命令違反をした者は50万円以下の罰金	○	○	○					
市原市	有	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	カン・ビン・ペットボトル・その他の容器・たばこの吸殻・ガム・紙くず等を捨てる行為及び飼い犬が排出したふんを放置する行為を防止するため、市・市民・事業者の責務を定めた	H9.10	2万円以下の罰金	○	○	○	○	○	排出状況の悪い場所の清掃	・郵便局及び新聞・タクシー協会と不法投棄通報の協定を締結 ・24時間専用回線「ストップコール」の設置、監視体制の強化	
流山市	有	流山市ポイ捨て防止条例	市、事業者、市民、土地の所有者が一体となり、空き缶ポイ捨て防止する 市内環境美化推進	H14.10	勧告することができる（9条）		○			○			
八千代市	有	八千代市不法投棄防止条例	環境美化に対する意識啓発 不法投棄防止	H14.10	50,000円以下の過料に処する（8条）		○						
我孫子市	有	我孫子市さわやかな環境づくり条例	空き缶等ポイ捨て防止 市内環境美化推進	H10.1	2万円以下の罰金	○	○	○		○	散乱防止ネット配布		
鴨川市	有	まちをきれいにする条例	廃棄物散乱防止 市内環境美化推進	H8.1	自販機に回収容器を設置しないとき等…5万円以下 回収容器を設置等の届出をしなかった場合…3万円以下 美化重点地域内等でごみを投棄した者等…2万円以下	○	○	○			環境美化推進員の設置		
鎌ヶ谷市	無					○	○	○		○			
君津市	有	君津市まちをきれいにする条例	空き缶等及び吸殻等の散乱防止 環境美化促進 市、市民、事業者、及び土地所有者等の責務を明らかにする	H9.10	回収容器の設置義務を怠り、改善勧告に従わない者…5万円以下 空き缶、吸殻等みだりに捨てた者…2万円以下	○	○	○		○			
富津市	有	富津市まちをきれいにする条例	空き缶等及び吸殻等の散乱防止 環境美化促進 市、市民、事業者、及び土地所有者等の責務を明らかにする	H9.10	回収容器の設置適正管理命令違反…5万円以下 空き缶等をポイ捨てした場合、立入検査拒否…2万円以下			○	○				
浦安市	有	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	空き缶等及び吸殻等の散乱防止 飼い犬のふん放置防止 環境美化促進	H9.10	無		○	○		○	マンション・アパートの集積所であるため、通行人が捨てないように看板を設置		
四街道市	有	まちをきれいにする条例	空き缶等及び吸殻等の散乱防止 飼い犬のふん放置防止 アイドリングストップ 環境美化促進	H11.11	放置自動車撤去命令違反…20万円以下 回収容器の設置命令違反…5万円以下 ごみのポイ捨て、飼い犬のふん放置違反…2万円以下		○			○			
袖ヶ浦市	有	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	ポイ捨て等の防止に関し、市、市民、事業者等の責務 環境美化推進員を選任し、パトロール強化	H9.10	自動販売業者への勧告命令違反…5万円以下 空き缶、吸殻等みだりに投棄した者…2万円以下	○	○	○		○			
八街市	有	八街市さわやかな環境づくり条例	さわやかな居住環境の確保を目的として、市、市民、事業者、及び土地所有者等の責務を明らかにする	H10.11	2万円以下の罰金	○							
印西市	無	制定検討中				○	○	○	○				

4 ごみの散乱防止対策について（ポイ捨て禁止条例の制定状況等）

平成15年度末現在

千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・一部事務組合名	(1) 条例の制定等					(2) ごみの散乱防止対策状況							
	有無	名称	内容	施行時期	罰則の有無と内容	清掃イベント	ごみ捨て防止看板、柵の設置	監視パトロール	監視カメラ設置	啓発事業	ごみ箱の設置	ごみ集積所散乱防止策	その他
白井市	有	白井市まちをきれいにする条例	ポイ捨て、落書き、犬ふん放置の防止	H15.4	3万円以下の過料		○	○	○				廃棄物の野焼き、投棄、堆積行為追放のための対策会議、パトロール、通報体制
富里市	有	富里市ポイ捨て防止条例	市民、事業者、市が一体となって、清潔で美しいまちづくりに努める ポイ捨て禁止	H12.9	無		○	○	○	○			ごみの散乱防止「ポイ捨て”ナイナイ”キャンペーン」の実施
沼南町	有	沼南町環境条例	屋外で生じたごみは自らの責任において適正処理	H14.7	無		○	○	○	○			
酒々井町	無						○	○	○	○			
印旛村	有	印旛村環境美化推進に関する条例	村、事業者、住民等及び土地所有者が一体となって空き缶等の散乱を防止する	H12.9	25万円以下の罰金			○	○				
本埜村	無						○	○	○	○			
栄町													
下総町	無	制定検討中					○	○	○				
神崎町	無	神崎町ポイ捨て防止条例	空き缶等のポイ捨て禁止	H14.3	2万円以下の罰金								
大栄町	無							○	○	○		町広報誌掲載、リーフレット配布	
小見川町	無	制定検討中					○	○					町で撤去清掃作業の実施
山田町	有	山田町環境美化条例	空き缶等の散乱防止	H14.10	無			○					
栗源町							○	○	○				
多古町	有	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	空き缶等の散乱防止、地域環境美化促進及び保護	H13.4	無		○	○					
干潟町	無									○			
東庄町	有	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	町や町民等が地域環境美化、清掃活動に協力する	H10.7	無		○	○	○	○			
海上町	無							○					ごみ散乱場所に花プランター設置
飯岡町	無						○	○	○				職員による収集
光町	無						○	○	○	○		ステーション設置に助成	道路の里親ボランティア
野栄町	無							○	○			分別徹底の指導	
大網白里町	無						○	○	○	○			
九十九里町	無						○	○	○				
成東町	有	成東町環境美化の推進に関する条例	ポイ捨ての禁止、空き缶等の散乱防止、占有地の適正管理	H10.3	届出義務違反、立入検査拒否…2万円以下 措置命令違反…5万円以下		○	○	○	○			
山武町	有	山武町環境美化推進に関する条例	ポイ捨て禁止	H10.1	5万円以下の罰金		○	○	○	○		不燃ごみ集積所設置補助	パトロールの実施、投棄場所の草刈
蓮沼村	無							○	○			カラスネット使用	
松尾町	無							○	○				
横芝町	無							○	○			カラスネット使用	
芝山町	有	芝山町をきれいにする条例	空き缶散乱防止 地域環境美化促進	H13.10	勧告命令に違反…30万円以下				○	○			
一宮町	無							○	○	○			
睦沢町	有	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	ポイ捨て禁止	H10.10	2万円以下の罰金				○				

4 ごみの散乱防止対策について（ポイ捨て禁止条例の制定状況等）

平成15年度末現在

千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・一部事務組合名	(1) 条例の制定等					(2) ごみの散乱防止対策状況							
	有無	名称	内容	施行時期	罰則の有無と内容	清掃イベント	ごみ捨て防止看板、柵の設置	監視カメラ設置	監視カメラ設置	啓発事業	ごみ箱の設置	ごみ集積所散乱防止策	その他
長生村	無						○	○					自治会に美化推進員を設置
白子町	有	白子町環境美化推進に関する条例	空き缶等の散乱防止、空き地に放置された雑草等の除去	H8.10	無		○	○					
長柄町	無											地元自治会で維持管理	
長南町	無						○	○					ごみを散乱させる車の停車を防止するためのU字溝の設置
大多喜町	無											町からごみ分別の説明会	
夷隅町	無						○						環境整備員2名で週2回、道路沿いの空き缶を回収
御宿町	有	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	空き缶散乱防止、犬ふん放置防止、清掃活動充実化	H7.4	勸告→命令→それでも違反した場合に3万円以下の罰金		○	○		○		散乱防止ネット設置	郵便局員が不法投棄等の通報協力、町で夜間パトロール
大原町	有	大原町環境保全条例	空き缶投げ捨て禁止	H13.7	5万円以下の罰金		○	○		○			
岬町	無						○	○					町内郵便局と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結
富浦町	無						○					金網設置	
富山町	有	富山町環境美化推進に関する条例	ポイ捨て禁止	H10.1	無		○	○					防止柵設置
鋸南町	有	鋸南町環境美化推進に関する条例	ポイ捨て禁止	H7.4	5万円以下の罰金		○						
三芳村	無						○	○					
白浜町	有	白浜町環境美化推進に関する条例	ポイ捨て禁止	H10.7	無		○	○					
千倉町	有	千倉町空き缶等の散乱防止に関する条例	ポイ捨て禁止	H6.10	無		○	○				ネット設置、自治会設置のごみ箱	
丸山町	有	丸山町環境美化推進に関する条例	ポイ捨て禁止	H9.10	無		○	○					郵便局職員が不法投棄場所の情報提供
和田町	無						○	○		○			
天津小湊町	無						○						

5 放置自動車対策について（条例等の制定状況）

平成15年度末現在
千葉県環境生活部資源循環推進課調べ

市町村名	放置自動車防止に対する 条例又は要綱		
	条例・要綱名	施行	罰則
千葉市	千葉市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H8.4.1	有
銚子市	放置自動車処理要綱	H6.1.1	無
船橋市	路上放置車両処理事務取り扱い要綱	H5.10.1	
松戸市	松戸市自動車等の違法駐車及び放置の防止に関する条例		有
成田市	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12.7.1	有
東金市	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H13.4.1	無
八日市場市	八日市場市放置自動車処理要綱	H14.4.1	無
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H15.4.1	
市原市	市原市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H5.10.1	無
君津市	君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H15.4.1	有
富津市	富津市路上放置自動車の処理要領	H5.4.1	無
四街道市	まちをきれいにする条例	H11.11.1	
袖ヶ浦市	路上放置自動車（自動二輪車及び原付自転車を含む）の処理要領	H4.4.1	無
大栄町	大栄町環境条例	H16.1.1	無
横芝町	検討中		

6 事業系ごみ対策について

平成15年度末現在 千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・一部事務組合名	(1) 多量排出事業者対策 対策の内容					対象事業所数	(2) 小規模事業者対策 対策の内容					(3) 事業系ごみの排出量について					
	実施の有無	廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	個別指導	その他		実施の有無	廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	個別指導	その他	前年度より排出量が減った	対策・効果	前年度より排出量が増えた	増えた理由	減量に向けた今後の対策
千葉市	○	○	○	○			○		○	○		○					
銚子市	×						×					○					
市川市	○	○	○			84	○		○	○	○			○	家庭ごみに紛れていたものが出てきた	啓発活動の推進、資源ごみ回収ルートの構築	
船橋市	○		○				○		○		配布状況調査の実施			○	経済活動の活発化		
館山市	○			○			○			○				○		個別指導の徹底	
木更津市	○		○			52	×					○					
松戸市	○	○	○	○		316	○		○	○	事業者の処理の届出			○	家庭ごみに紛れていたものが出てきた	減量計画書の提出指導、自己処理責任の明確化、リサイクル業者の紹介	
野田市	○	○	○			152	×							○		減量計画書の提出指導	
佐原市	○	○	○	○	○	5	○	○	○		○	自己搬入、許可業者委託		○			
茂原市	×						×										
成田市	○	○	○				○		○	○				○		広報による啓発	
佐倉市	○		○				×							○			
東金市	×						×							○			
八日市場市	×						×							○	植木産業が盛んで野焼きを禁止しているため	広報	
旭市	×						×										
習志野市	○	○	○			50	×							○			
柏市	○	○	○	○			×							○	事業活動の活発化	紙ごみリサイクルの推進	
勝浦市	○					34	○							○			
市原市	○	○	○	○		61	○				○	資源物を直接再生利用業者に運ぶことをルールとした					
流山市	○		○				×							○	分別の変更		
八千代市	○	○	○				○		○	○				○	市内事業所数の増加	リサイクル等の推進を促す	
我孫子市	○				○		○				○	ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度					
鴨川市	○			○			×										
鎌ヶ谷市	○		○			11	×							○			
君津市	○	○	○				○		○					○	屋外焼却禁止、剪定木等堆肥化事業実施により、搬入が増加	手数料の改正、資源化施策の実施	
富津市	×						×							○	野焼きの禁止	分別の徹底	

7 粗大ごみの有料化の状況

環境生活部資源循環推進課 調べ
平成16年11月1日現在

地域別	有料収集を実施している市町村	無料収集の市町村
千葉	千葉市、習志野市、市原市	八千代市
東葛飾	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、沼南町	
印旛	佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町、栄町	成田市、印西市、白井市、印旛村、本埜村
香取	小見川町、山田町、多古町、干潟町、東庄町、下総町、神崎町、栗源町、大栄町	佐原市
海匝	銚子市、八日市場市、旭市、海上町、飯岡町、光町、野栄町	
山武	東金市、大網白里町、九十九里町、成東町、山武町、蓮沼村、松尾町、横芝町、芝山町	
長生		茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅	御宿町、大原町	勝浦市、大多喜町、夷隅町、岬町
安房	鴨川市、富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、千倉町、和田町、天津小湊町	館山市、白浜町、丸山町
君津	木更津市、君津市、富津市	袖ヶ浦市
市町村数	57市町村（24市31町2村）	22市町村（9市10町3村）

8 回収された廃棄物（集団回収含む）の抜き取り行為

ここ数年、古紙の値段が急騰したことに伴い、指定回収業者以外の者がごみステーション等から古紙を抜き取る行為が増加しています。

千葉県内の自治体においても、抜き取り行為は増加の傾向にあり、平成15年度中に回収された廃棄物の抜き取り行為が発覚した自治体は28箇所（24市4町）ありました。

この抜き取り行為に対し、各自治体でパトロールなどの対策に取り組んでいます。

千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村名	事例	対応
千葉市	アルミ缶の抜き取り 集団回収物も数件の抜き取りあり	個別指導 (抜き取り禁止条例はない) 集団回収の場合： 市民が抜き取り業者を発見した場合は、危険防止のため直接声はかけず、車のナンバーなどを控え、千葉市再資源化事業組合に連絡するよう案内。千葉市再資源化事業協同組合は、回収問屋に対し、抜き取り業者からの買取を控えるよう連絡
銚子市	他市町の資源回収業者によるSTからの新聞紙等の持ち去り	生活環境課職員が市内パトロール中に持ち去る現場を抑え、嚴重注意した。
市川市	STから新聞紙等の持ち去りあり（住民、収集業者からの通報）	・職員が早朝パトロール（H15.6～） ・抜き取り行為禁止を含めた条例改正（H16.4施行）
船橋市	新聞紙等の古紙の持ち去りあり	・ステーションへの周知貼紙 ・自治会への回覧 ・回収業者によるパトロール
館山市	無	
木更津市	無	
松戸市	早朝にST及び集団回収物から紙類、金属類が抜き取られた	集団回収集積所に出される有価物に、所有権が町会等集団回収実施団体に属することを明記したシールを添付し、抜き取り行為を未然に防いだ。
野田市	新聞紙等の抜き取りあり	資源回収組合が使用する車両に「野田市委託」と明記し、抜き取り業者と区別できるようにした。
佐原市	新聞紙等の抜き取りあり	市職員による早朝パトロール 「警告」のチラシを市民に配布
茂原市	無	
成田市	無	
佐倉市	カンの抜き取り（市民通報により判明） 古紙の抜き取り（年9回）（市民通報により判明）	通報を受けた後現場周辺をパトロール 抜き取り防止条例の制定について検討中
東金市	市内設置のリサイクル倉庫から新聞、雑誌、ダンボールが抜き取られる	設置場所の管理者に注意を促す
八日市場市	無	
旭市	古紙類の抜き取り	回収業者へ指導
習志野市	無	
柏市	古紙及びアルミ缶の抜き取りが頻発	・早朝パトロール ・「持ち去り禁止」看板の配布 ・市民からの情報提供依頼
勝浦市	無	
市原市	新聞等の抜き取り	現地パトロール
流山市	集団回収物の抜き取りあり（数件通報あり）	発見した場合、車のナンバーを控える等の対策、各団体に指導 再生資源物回収業者及び警察と連携をとる対策を講じている。
八千代市	アルミ缶の抜き取り（市民による通報30件）	パトロールを行い、発見の際には注意し、元に戻してもらっている。
我孫子市	通報14件（うち指導1件）	・持ち去り禁止看板の設置 ・巡回パトロール ・持ち去り現場を押さえた際には積荷を降ろさせ嚴重注意又は始末書を取る。 ・悪質な場合は警察へ通報（事例はない）
鴨川市	古紙及びアルミ缶の抜き取り	口頭注意
鎌ヶ谷市	集団回収場所より自転車数台の抜き取り	鎌ヶ谷警察署生活治安課にて抜き取り業者指導
君津市	アルミ缶の回収実績が落ち込んでいるため、各STごとの回収実績について精査中	
富津市	無	
浦安市	新聞紙の抜き取り	住民等から連絡を受けた場合は警察に相談する パトロール中に発見した場合は注意する
四街道市	新聞紙、雑誌、アルミ缶の抜き取り	・抜き取り行為の通報のあった区域を重点区域として、職員63名で3班体制を組み、午前7：30から午前9：00まで集積所を巡回した。（1ヶ月間）また、抜き取り行為が犯罪にあたるか、四街道警察署に相談した。 ・集団回収実施団体に、集積所付近でまぎらわしい行為をしないよう、また集団回収で集めたものについては持ち去られないよう管理するよう文書で通知した。
袖ヶ浦市	新聞紙、アルミ缶の抜き取り	警察へ通報。自治会へパトロール強化依頼。 市職員による随時パトロールの実施
八街市	把握していない	
印西市	新聞紙の抜き取り 同業者による抜き取りを5件確認。	パトロールの実施。発見の際は嚴重に指導した。
白井市	古紙の抜き取り。（通報10件）	通報の多い地区に早朝パトロールを実施 通報のあった地区に啓発用チラシの配布
富里市	無	

8 回収された廃棄物（集団回収含む）の抜き取り行為

ここ数年、古紙の値段が急騰したことに伴い、指定回収業者以外の者がごみステーション等から古紙を抜き取る行為が増加しています。

千葉県内の自治体においても、抜き取り行為は増加の傾向にあり、平成15年度中に回収された廃棄物の抜き取り行為が発覚した自治体は28箇所（24市4町）ありました。

この抜き取り行為に対し、各自治体でパトロールなどの対策に取り組んでいます。

沼南町	町委託による資源ごみ回収日において民間の古紙回収業者がごみステーションより資源ごみ（紙類）を持ち去ったとの通報あり	収集については一部事務組合に委託しているため、組合に対しステーションへの警告書等の貼り付けを依頼した。
酒々井町	無	
印旛村	無	
本埜村	無	
栄町	無	
下総町	無	
神崎町	無	
大栄町	無	
小見川町	無	
山田町	無	
栗源町	無	
多古町	無	
千潟町	無	
東庄町	無	
海上町	無	
飯岡町	古紙の抜き取り	回収業者に対し抜き取らないよう指導
光町	無	
野栄町	無	
大網白里町	無	
九十九里町	無	
成東町	空き缶の抜き取り	住民に対する啓発（不審者対策）
山武町	無	
蓮沼村	無	
松尾町	無	
横芝町	無	
芝山町	無	
一宮町	無	
睦沢町	無	
長生村	無	
白子町	無	
長柄町	無	
長南町	無	
大多喜町	新聞の抜き取り	警察に連絡し、パトロールを行った
夷隅町	無	
御宿町	無	
大原町	無	
岬町	無	
富浦町	無	
富山町	無	
鋸南町	無	
三芳村	無	
白浜町	無	
千倉町	無	
丸山町	無	
和田町	無	
天津小湊町	無	

9 問題事項に対する取り組みについて

平成15年度実績 千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・ 一部事務組合名	集積所関係 (分別マナー等対策)	不法投棄対策	不法堆積対策	野焼き禁止対策	小型焼却炉禁止対策	その他
千葉市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ウ.広報など啓発事業 エ.その他	ウ.広報など啓発事業	
銚子市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導	ア.個別指導 イ.パトロール		ア.個別指導 イ.パトロール		
市川市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール オ.その他(啓発用チラシ の戸別配布)	ア.個別指導 イ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール	
船橋市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール	パトロール	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	イ.パトロール	
館山市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	
木更津市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導	
松戸市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール	
野田市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 エ.広報など啓発事業 ウ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	ウ.広報など啓発事業	
佐原市		ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	個別指導 パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール	
茂原市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	個別指導 パトロール	ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	ウ.広報など啓発事業	
成田市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール	ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導	ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	
佐倉市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール	家庭ごみ収集関係： 委託業者に対する事故 防止及びマナー向上に ついて指導を行った
東金市	イ.個別指導 エ.広報など啓発事業 オ.その他(収集の遅れに 対し業者に指導)	ア.個別指導		ア.個別指導	ア.個別指導	
八日市場市	イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	個別指導	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		
旭市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	

9 問題事項に対する取り組みについて

平成15年度実績 千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・ 一部事務組合名	集積所関係 (分別マナー等対策)	不法投棄対策	不法堆積対策	野焼き禁止対策	小型焼却炉禁止対策	その他
習志野市	イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業		
柏市	イ.個別指導	ア.個別指導 イ.パトロール		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	
勝浦市	オ.その他(回収できない ごみに収集できない旨記し たステッカーを貼り付け)	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	イ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	
市原市	イ.個別指導 オ.その他(アパート管理 会社に指導)	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	内容:浄化槽の管理不 足による悪臭対策 対応内容:個別指導、 広報などによる啓発
流山市	イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	個別指導	ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	
八千代市						
我孫子市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	
鴨川市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		
鎌ヶ谷市	エ.広報など啓発事業			ア.個別指導 イ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール	
君津市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業 エ.その他(看板等の設 置)		ア.個別指導	ア.個別指導	
富津市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導	ア.個別指導 エ.その他(立看板の設 置)		ア.個別指導		
浦安市	イ.個別指導 ウ.パトロール オ.その他(マンション、 アパート管理者に指導、ポ スティング)	イ.パトロール		ア.個別指導	ア.個別指導	
四街道市	イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業 オ.その他(6月から11 月までシルバー人材セン ターに委託し、ごみ集積所 における資源物の出し方の 指導を行った)	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ウ.広報など啓発事業	
袖ヶ浦市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール オ.その他(警告シールを 貼付し、様子を見た後回収 する)	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導		

9 問題事項に対する取り組みについて

平成15年度実績 千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・ 一部事務組合名	集積所関係 (分別マナー等対策)	不法投棄対策	不法堆積対策	野焼き禁止対策	小型焼却炉禁止対策	その他
八街市	イ.個別指導	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	個別指導	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	イ.パトロール	苦情内容： ・埋立てに関するもの ・諸施設から発生する 悪臭、騒音、振動 対応内容： 個別指導、パトロール
印西市	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業 エ.その他(監視カメラ)	個別指導 パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		
白井市	ア.自治会に対し指導 エ.広報など啓発事業 オ.その他(生活環境指導 員に連絡、周知)	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール	
富里市	イ.個別指導	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	ウ.広報など啓発事業	
沼南町	イ.個別指導 オ.その他 (ごみ分別カレンダー世帯 配布)	ア.個別指導 イ.パトロール		ア.個別指導 イ.パトロール		
酒々井町	イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	
印旛村	イ.個別指導 ウ.パトロール	イ.パトロール	イ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール	イ.パトロール	
本埜村	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		
栄 町	イ.個別指導 ウ.パトロール	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	イ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール		
下総町	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	イ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール	
神崎町	エ.広報など啓発事業	ア.個別指導		ア.個別指導		
大栄町	エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール		ア.個別指導 イ.パトロール	ア.個別指導	
小見川町	エ.広報など啓発事業	イ.パトロール		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導	
山田町	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導	ア.個別指導 イ.パトロール		ア.個別指導		
栗源町		ア.個別指導 イ.パトロール エ.(立看板設置)	パトロール	ア.個別指導		
多古町	オ.その他(自治会で撤去)	ア.個別指導 イ.パトロール エ.(町及び自治会で撤 去)	ア.個別指導 イ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール	
千潟町	ア.自治会に対し指導 エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導		

9 問題事項に対する取り組みについて

平成15年度実績 千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・ 一部事務組合名	集積所関係 (分別マナー等対策)	不法投棄対策	不法堆積対策	野焼き禁止対策	小型焼却炉禁止対策	その他
東庄町	イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	不法投棄物： 引越しの際に出たものと思 われる廃家電、ふとん、服 等 対応内容： ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 (解体家屋からでる木く ずの野焼き)		
海上町	ア.自治会に対し指導	イ.パトロール		ア.個別指導		
飯岡町	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール		ア.個別指導 イ.パトロール		
光 町	ア.自治会に対し指導	ア.個別指導	ア.個別指導 イ.パトロール	イ.パトロール	ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	
野栄町	ア.自治会に対し指導	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	イ.パトロール			
大網白里町	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業		
九十九里町	ア.自治会に対し指導 エ.広報など啓発事業	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業		
成東町	イ.個別指導 ウ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール	ア.個別指導	ア.個別指導	
山武町	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業 オ.(集積所管理者に対応 依頼)	ア.個別指導 イ.パトロール		ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導	
蓮沼村	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業 エ.その他 (県東上総県民センター山 武事務所へ報告)	エ.その他 (県東上総県民センター 山武事務所へ報告)	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ウ.広報など啓発事業	
松尾町	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	個別指導 パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール	ア.個別指導 イ.パトロール	
横芝町	ウ.パトロール	イ.パトロール	イ.パトロール	イ.パトロール	ウ.広報など啓発事業	
芝山町	イ.個別指導			ア.個別指導		内容： 鳩及び悪臭に関する苦 情 対応内容： 個別指導
一宮町	ア.自治会に対し指導 エ.広報など啓発事業					
睦沢町	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業				

9 問題事項に対する取り組みについて

平成15年度実績 千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・ 一部事務組合名	集積所関係 (分別マナー等対策)	不法投棄対策	不法堆積対策	野焼き禁止対策	小型焼却炉禁止対策	その他
長生村	イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導	
白子町	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	
長柄町	ア.自治会に対し指導 エ.広報など啓発事業	イ.パトロール				
長南町	ア.自治会に対し指導 ウ.パトロール エ.広報など啓発事業	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		
大多喜町	ア.自治会に対し指導 エ.広報など啓発事業	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	パトロール			
夷隅町		エ.その他(撤去)		ア.個別指導		
御宿町		イ.パトロール エ.その他(撤去及び禁止 看板設置)		ア.個別指導		
大原町	イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	
岬町	イ.個別指導	ア.個別指導 イ.パトロール ウ.広報など啓発事業	個別指導	ア.個別指導	ア.個別指導	
富浦町	ア.自治会に対し指導 エ.広報など啓発事業	イ.パトロール				
富山町						
鋸南町						
三芳村	ウ.パトロール	イ.パトロール		ウ.広報など啓発事業	イ.パトロール	
白浜町	イ.個別指導 エ.広報など啓発事業	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業			ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業	
千倉町	ア.自治会に対し指導 エ.広報など啓発事業	ア.個別指導 エ.その他		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業		
丸山町	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導	ア.個別指導 イ.パトロール				
和田町		イ.パトロール		ア.個別指導		
天津小湊町	エ.広報など啓発事業	イ.パトロール ウ.広報など啓発事業		ア.個別指導 ウ.広報など啓発事業		
鋸南地区 環境衛生組合	ア.自治会に対し指導 エ.広報など啓発事業					
朝夷衛生組合						
佐倉市・酒々井町 清掃組合						
東総塵芥処理組合	ア.自治会に対し指導 イ.個別指導 エ.広報など啓発事業					
東金市外三町 清掃組合						
山武郡環境衛生 事業振興組合						
沼南・白井・鎌ヶ谷 環境衛生組合	エ.広報など啓発事業					
印旛衛生施設 管理組合						
印西地区衛生組合						
北総西部衛生組合						
小見川町外二ヶ町 清掃組合						
東総衛生組合						

9 問題事項に対する取り組みについて

平成15年度実績 千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・ 一部事務組合名	集積所関係 (分別マナー等対策)	不法投棄対策	不法堆積対策	野焼き禁止対策	小型焼却炉禁止対策	その他
夷隅郡環境衛生組合						
長狭地区衛生組合						
八日市場市ほか三町 環境衛生組合						
安房郡市 広域市町村圏事務組 合						
鴨川市和田町 環境衛生組合						
長生郡市広域 市町村圏組合	ア.自治会に対し指導 エ.広報など啓発事業					
山武郡市 広域行政組合						
香取広域市町村圏 事務組合						
夷隅町・岬町 清掃組合	イ.個別指導					
印西地区環境 整備事業組合						

10 スプレー缶等が原因とみられる引火・爆発事故について

スプレー缶等が原因とみられる引火や爆発事故が増加しています。
場合によっては人命にも関わる重大な問題です。

排出者のマナーの改善や、収集・処理方法の検討などの対策が必要と思われます。

ごみとして排出されたスプレー缶等が原因とみられる引火・爆発事故 49件

平成15年度実績 千葉県環境生活部資源循環推進課 調べ

市町村・一部事務組合名	概要	引火 爆発	ごみ出しマ ナーの悪さ が原因（ス プレー缶に よる引火以
千葉市	・不燃・有害ごみ収集時にスプレー缶, ガスボンベ, ライター等が混在され、パッカー内で発火。車両火災（1件）	1	
市川市	・スプレー缶の爆発・引火（2件）	2	
松戸市	・スプレー缶の爆発・引火（1件）	1	
佐倉市	・もやせるごみ袋に、排出禁止物である液体ペンキが混入しているのが気づかず、パッカー車内での圧縮によりペンキが噴出し隣接する車庫フェンス及び車を汚損（1件） ・使い捨てライターが発火。車両火災（1件）	1	1
習志野市	・スプレー缶の爆発・引火（1件）	1	
柏市	・（スプレー缶等の爆発による）収集車両火災（8件）	8	
市原市	・スプレー缶等の引火（24件）	24	
流山市	・焼却施設の破砕機内で、スプレー缶が原因と思われる爆発が発生し、破砕機・破砕機室ドアが破損（1件）	1	
八千代市	・集積場所にて不燃物収集作業中に引火（4件）	4	
印西市	・スプレー缶等の引火（2件）	2	
白井市	・スプレー缶等の引火（2件）	2	
山武郡環境衛生 事業振興組合	・スプレー缶が原因と思われる爆発（1件）	1	
長生郡市広域 市町村圏組合	・スプレー缶が原因と思われる爆発・火災（1件）	1	
合 計		49	1